

第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成28年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

本日は、吉野委員から所用によりおくれますとのご連絡をいただいておりますが、開会時点におきまして、委員10名中9名のご出席をいただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、当初、当方の林務担当技監が出席予定だったのですが、けさほどちょっと急用が入りまして、大変申しわけございませんが、技監につきましても欠席させていただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にございますとおり、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、森林環境税に係る他県調査の結果について、前回、若生委員のほうからもご要望ございましたので、その後、宮崎県のほうを調査いたしましたので、その分も含めて前回ご報告した内容とあわせてごらんいただくと、ご説明させていただくという形になります。そのほかにその他ということで、私どものほうから例えば普及啓発事業の関係ですとか、あるいは森のゼミナールの関係について、今の状況についてご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、本日は事前にご案内しておりますとおり、会議終了後、現地調査ということをご予定しております。いわゆるソフト事業と申します県民参加の森林づくり促進事業の活動実施箇所、こちらの裏手になりますけれども、そちらの現地をごらんいただきまして、あわせて実際に取り組んでいる皆様方のお話もお聞きいただければと、そのように考えております。また、その後環境の森整備事業の実施箇所の調査をあわせて実施させていただきたいと思っております。現地調査のほうにご出席される委員の皆様方におかれましては、午前、午後と長い時間になりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、以降の進行は岡田委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) 皆さん、おはようございます。きょうは、いつもですと第1部のところで終わってしまう、いわば事前審査みたいなそういうところが中心なのですけれども、具体的に事業を実施した後がどのようになっているか、どのような人たちによってどんなソフト事業かという、いわば事後審査みたいなところも含めて、きょうは内容的に盛り込んでいただいたということで、大変うれしく思っています。できれば、さまざまな意見ふだんからいただいているのですが、そこでさらに皆さんの知見を磨いていただいて、この会議に反映をいただければ幸いです。このように思っています。

それでは、早速でございますが、1番目の議題、施工地審査についてでございます。ご

提案をお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大変要領よく短時間で説明をいただきました。

それでは、どの案件でも結構です。ご質問、ご意見があればお願いいたします。

吉田さん、どうぞ。

(吉田敏恵委員) 今回予定地として出されたものが少ない気がするのですが、後ほどきちつと説明があると思うのですが、台風の被害が私たちがこの委員会をやった翌日の8月30日に起きて、調べれば調べるほどどんどん被害の大きさがわかってくるというような状態だと思うので、なので今回の施工地を決めようとしたときにこの台風の影響がなかったのかとか、ちょっと全体像も後ほど教えていただきたいなと思いましたが、それからこの予定地の中には宮古関係だとかもありましたので、こことかもその影響の後の調査なのかかわからないのですが、まずは数が少ないという点と台風との関係を少し教えていただきたいなというふうに思いました。

(岡田秀二委員長) お願いします。

(木戸口林業振興課主任主査) まず、施工地の数が少ないということですが、施工地につきましては特に締め切りは設けず、随時施工地調書を出していいということにはなっておりますが、こちらから次の事業評価委員会はいつですので、いつまでに施工地調書を出してくださいというアナウンスはしております、そのアナウンスがちょっとおくれてしまったということが1つ。あとは、これも内部の事情になりますけれども、今年度希望郷いわて国体と希望郷いわて大会で、私どもはじめオール岩手で大会を盛り上げるということで、現地機関の職員もそちらのほうに時間を割かれてしまったということで、事務の時間がとれなかったということが1つ。次の評価委員会に出しますのでというような連絡も何件かは受けておりますので、次にはもう少し出てくるかと思われま。

あと、台風の被害につきましては、やはり被害の最も大きかった岩泉町からは、被害調査ですとか、あとは主な林道ですとか作業道がようやく復旧されたり、まだ奥まで行けないという状況で、もしかすると今年度の施工地確保というのは難しいかもしれないという連絡は受けておまして、それについてはしようがないなということで考えております。

宮古につきましては、これは被害が終わった後に調査に行っておりますので、同じ沿岸でも被害をそれほど受けなかったところもあれば、岩泉のようにほとんどの林道が被害を受けて奥のほうまで行けないというようなところ、さまざまございますが、この宮古に関

しては台風の後きちんと施工地まで行って調査もできましたし、ですので承認していただければ整備計画書を出していただき、すぐに整備のほうに入れるやに聞いております。

(岡田秀二委員長) 今のようなことでよろしいですか。ちょっと満足をしていないので、追加で。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 2点ほどご質問いただいているところでございますが、担当のほうから今細かい事情をお話し申し上げたところでございます。

まず、施工地が少ないというお話でございますが、従来の評価委員会でお話ししているとおおり、非常に箇所数、奥地化しているとか、あるいは以前であれば面積的なところになってしまうのですけれども、ある程度大きな面積を確保できるという形だったのですが、箇所数は減っていないのだけれども、面積的に伸びてこないとか、そういったのがやっばり、この制度が出て10年以上になってきて、そういう制度運用上のいろんな課題が出てきているというのは事実でございます。評価委員会等でもご説明しているとおおり、そういったものに対してある程度制度の内容をその時代、あるいは今の状況に合ったような形で見直すということで、ことしの春にもさまざまな制度改善というのをしたつもりでございますけれども、それでもまだこういった形でなかなか上がってこないという状況ありますので、いろいろ今度我々の現地機関等、あるいは団体等のまた意見拾いながら制度改善して、施工箇所、せっかくの事業ですので、施工箇所の確保に努めたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、台風の影響ということでございますけれども、今担当のほうから説明ありましたとおおり、久慈地域あるいは岩泉地域、非常に大きな被害を受けているというのは事実でございます。山地の崩壊というのはないのですけれども、今説明あったとおおり、現場に至る道路ですね、いわゆる一般道から林道、そして作業道という形で、さらには徒歩で歩いて行って、そして最終的な現場を見てくるという、そういうような現地のほうでは作業になるわけなのですが、その経過道路が壊れているということで、それがやはり確保のブレーキになっているというのは感じております。

今後どういう形になるかということなのですが、復旧状況を見ながら、いずれ現地のほうでは確保に努めてもらうということしかないのかなということで、その辺の実態もう少し確認しながら働きかけを行っていきたいなと考えております。

答えになっているかどうかあれですが、状況の説明ということで。

(岡田秀二委員長) どうぞ、吉田さん。

(吉田敏恵委員) 少ない件はよくわかりましたし、事情もいろいろあったというのはわかるのですけれども、私が言いたかったのは、こういった台風によって今度は山からまる

で津波が来たようだなって、山津波みたいなことが起こった。この評価委員会自体がそう
いったことを防ぐための山の整備ということでずっとやってきたわけなので、なので今回
不幸にもこういうことが起こってしまった。岩泉は調査が難しいので今後の調査だとお話
しただけけれども、ではそのままにしておくというわけにもいけないので、もっと岩泉
のあたり、あるいは起きないように今回の教訓を受けてこのあたりをもっと重点的にやろ
うとかというふうな何かしら方針を少し変えろとか、考えろとか、そういうことは考えて
いないのかなという、そっちのほうも聞きたかったというのがありますので、より今回の
ことの被害を受けての何か県の動きがあればというふうに思ったということです。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 現地の方、実は台風被災後に担当の方
確認に行っております。その件については、私ちょっとお話しした後に担当の方から少
し様子は報告させていただきたいと思っております。

いずれ森林の整備が一定の抑止力になるというのは感じております。着実にこの事業、
あるいは森林整備事業とかあるのですけれども、そういった事業を通じて森林の整備を適
切にするということが最終的には災害の被害の程度、今回は度を越えた台風だったので
けれども、そういったものの被害の抑止につながるものだとということで着実に取り組みは
進めていかなければならないと感じております。いずれ通常行っております事業の掘り起
こしですとか確保というのをまずベースに置きながら、地域ごとにアクセントをつけなが
ら取り組みを進めていきたいと考えております。

ちょっと今状況についてご説明させていただきます。

(木戸口林業振興課主任主査) この被害が確認されてからの10月11日、12日なのです
けれども、岩泉の施工地のほう調査に2カ所ほど参りました。ふだんから環境の森整備事
業で伐採された木、間伐木につきましては、きちんと集積するようにという指導をしており
まして、それも沢筋には置かないこと、それからその集積したものが移動しないように
くいを打つですとか、あと急傾斜地ですとあえて長いままにして積んで、木がたとえ移動
することがありましても残存木というか、伐採しないで立っている木にひっかかって下流に
流れ出ないようにというような指導をしております。今回行ったところ、結構道路とか作
業道、歩道が路肩が決壊したりとか、路面が流出して穴があいてしまったりとかという
のが見られたのですけれども、環境の森整備事業で発生した間伐木、残った木につきま
しては集積されたまま動かないで、沢のほうには流れ出ないでいるということが確認され
ましたので、今後も引き続き、通知を各現地機関には出しているのですけれども、そう
いった大雨による被害等で間伐木が流れ出さないように引き続き適切な指導を続けてい
きたいと考えております。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(小山田四一委員) 関連してお聞きしたいのですが、台風の前日に審査したのは岩泉の門があったのですけれども、そこはまだ施工していないところですか。

(木戸口林業振興課主任主査) まだです。

(小山田四一委員) 土砂の流出、砂防ダムがその下にあるはずですが、その辺の効果とか、それから施工地に予定したのが台風によって流れ土が発生するような状況にはならなかったのか、その辺は見ていますでしょうか、教えていただきたいと思います。

(木戸口林業振興課主任主査) 済みません、そこまでは、門のほう……実は施工地に行き着くまでの、先ほどもお話ししましたが、林道ですか作業道、決壊して行けないようなところがかなりありましたので、今回行ったところはそこが応急的に何とか車が通れるような感じに復旧しているところを選んで行ったということになります。今後も道路が復旧され次第、現地機関と協力して施工地どうなっているか、岩泉に限らず久慈のほうですとか宮古のほうですとかも調査していきたいと考えております。

(小山田四一委員) 先ほどの木戸口さんの説明では、切った木は流れないようにしているということではあったのですけれども、その現場を見て、審査したのをやらないことにもなることがあるかもしれないということ、ありますか。

(木戸口林業振興課主任主査) 連絡が来ているのは、特にはないですけれども、ただ施工地として承認されて整備計画書が次に上がってくるわけですけれども、その整備計画書のための現地調査ができないでいるので、ちょっと着工がおくれますという連絡は何件か受けております。

(小山田四一委員) それから、感想ですが、宮古から出ている3件の説明がとても親しみやすい説明になっていて、ありがたいなと思っていました。

(木戸口林業振興課主任主査) 現地機関の担当もおりますので、ありがとうございました。

(岡田秀二委員長) 佐藤さん。

(佐藤重昭委員) 31ページに個人で今回申請されている方がいらしたということが、これ非常に前向きな話ではないかということで、この委員会のポイントとして、ちょっと私

伺いたかったのは、環境の森整備事業の申請団体、うちは今盛岡広域森林組合ですけれども、うちの山でこしはここを申請しようという形で申請してもらう、あるいは県森連もあるし、林業事業体もあるしというところなのですが、前々から、要は整備した後に、これはいわて環境の森整備事業でやりましたという何かつけてPRをするという話があって、その効果が出てきたものなのか、そういうのはどのくらいの割合か聞きたいのです、申請しているところが。こういう個人で、うちの隣やっているからという人がふえてくるというのが一番望ましい。そうすると、さっきのように数がもっとふえるとか、全体の3割から4割そういう方が出てくるとこの委員会としてもいいのではないかなと思って、参考までにちょっと教えていただければと思いました。

以上です。

(木戸口林業振興課主任主査) この宮古から3件上がってきている施工地は、岩手県森林整備協同組合さんの申請なのですけれども、こちらの組合員さんでは独自に作業するときいわて環境の森整備事業で作業しておりますという、実施中というのぼり旗を見えるところに掲げているのです。そういうのもありまして、今まさに施工中というのがわかるような状況にもありますし、あとは積極的に周囲の方にもお声がけしていますので、この事業を積極的にPRしていただいている頼もしい団体さんであります。

今回花巻農林振興センター管内から、クイック株式会社さんから3つ出てきているのですけれども、こちらは全く民間の事業体さんなのですけれども、やはり独自にチラシというのですか、1枚物の宣伝のためのチラシをつくって、各戸配布というのですか、ポストに入れて営業活動をしたり、あとは自分たちがやったところの近く、施工したところの近くでまだまだできそうなところについては、集落の古くからあるおうちというのですか、高齢の方のところに行って、誰の森林でしょうかと尋ねたりとかということで、やる気のある団体さんは独自の取り組みをされているということで、私たちもそのような有効な取り組みについて情報収集しております、それを全県に広げるように情報共有を図っているところです。

済みません、答えになっているかどうかはあれですけれども、よろしくお願ひします。

(佐藤重昭委員) 了解しました。ありがとうございます。というか、成果が出ているのでご苦労さまですということで。

以上です。

(岡田秀二委員長) 施工中ののぼりというのが具体的に成果がある、効果があるというのが今のお話でよかったですね。

若生さん。

(若生和江委員) やっぱり台風の時、一番心配したのが積んでいた木がどうなったのだろうという話で、今の説明を聞いて安心しました。地球温暖化が進んでいて、台風の発生する箇所が変わってきて、その台風の被害とか大雨の被害というのは、多分今年度だけのものではなくて、今後そういうことが次々に起こる可能性があると思うのです。そういうところでさっきみたいな対策をきちっとして、異常がなかったというところ、もう少しきちっとアナウンスして、次の対策に役立てていったり、心配している人たちに対して大丈夫でしたよというところが見えるようにお伝えしていったらいいのではないかなと改めて思いました。

それからあと、先ほどの施工地をまとめるのが大変という話の、それではどうしたらいいだろうというところについて、施工地の面積をまとめた面積幾ら以上というところを検討すべきなのか、それともおおむね10キロ圏内で一団地と見ているところの10キロというところが課題になっているのか、その辺ちょっと実際に施業している方たちの声というのがもし届いていけば教えていただきたいと思います。

(木戸口林業振興課主任主査) 面積ですとか、あと相互の間隔のおおむね10キロメートルのほうは、今年度になって少し緩和したところになります。今の地形とか距離とかというよりも、実はこの環境の森整備事業を施工するに当たりまして、森林所有者さんから同意書ももらっているのですけれども、その同意書が相続の問題ですとか、あとは共有林につきましては不在村というのですか、その地域からいなくなって、どこに行ったかわからないような、そういう方全員から同意書ももらうということになっているところがネックになっています。それにつきましては、けさほど岡田委員長ともお話しさせていただいたのですけれども、個人の財産を切り倒して、それを売って収益を得るというようなものではありませんので、元気のない林に手を入れて元気にするということですので、もし共有の場合であっても実際に共有林のそばにいるとか、共有のほかの方から全て委託されていて、管理について委託されているという代表の方がきちんと決まって、その方と契約というか、協定を締結できれば整備できるというように何とか制度を緩和といいますか、環境の森整備事業の趣旨に合ったような整備主体のものになるように変えていけば、もう少し本当に整備が必要なところで整備ができるようになるかと考えておりますので、そちらにつきましてはほかの課の同じようなことをやっているところですかと情報を収集して、もう少しやりやすいように、せつかくやる気のある事業者さんですとか、整備してほしい所有者さんの要望に応えられるような仕組みづくりということを検討していくということが次の課題だと私たち考えております。

(岡田秀二委員長) 対象が広がっていない原因の一つは、むしろ今木戸口さんが説明してくれたような、要するに共同性、あるいは財産区山でもそうなのですから、そういうところの所有と経営と公的な事業を入れる場合のその間で持っている制約、これがむ

しろネックになっているということがだんだんわかってきたという、そういうことなのですよね。常識的に人工林の場合ですと、例えば一定の年数、整備を終えて25年を超えるものとか、30年を超えるものについてはそれなりの財産権みたいな、こういうことが発生するというのを常識的には見ることが可能なのですが、この事業の場合はプラスであれ、マイナスであれ、個人の負担だとか収益、それを伴わない形の事業ですから、そういう意味では例えば初発のこの事業が県の直営でやっていて、マイナスもプラスも出てこないけれども、個人の財産に手をかけるということについて何がしかの訴訟等々に及んではいけないという、そういうところが強くあったと。これがむしろこれから先の事業展開を阻んでいるという、そういうことがわかってきた、そういうことですね。これをどうしていくかということは内部的には課題にしていますという話です。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) ちょっと細かい論点というか、細かい話で恐縮なのですが、調書の13ページ、受付番号16—064、花巻市の施工地なのですが、施工自体はぜひやっていただきたいと思うのですが、確認したいのが高齢級林分の状況というのがありまして、56年生、62年生、平均樹高が16メートルですとか17.4メートルとあるのですが、これは劣勢木が多くてこうなっているのか、それとも大体このぐらいの高さのものが多いということなのか、どちらなのでしょう。

(木戸口林業振興課主任主査) これにつきましては、実際に現地を確認した照井主任行政専門員さんをお願いいたします。

(照井花巻農林振興センター主任行政専門員) 済みません、最後のほうの質問聞き取れなかったのですが、もう一回お願いしていいですか。

(國崎貴嗣委員) 要は聞きたいのは、56年生とか62年生というスギの人工林であれば、16メートルとか17メートル台という平均樹高というのはかなり低いので、木材生産とかを考える場合には、これは間伐して置いてというよりは、どちらかというとなんか速やかに皆伐してとかというほうがいいのかと思う反面、逆に樹高が低いところというのはこういう強度間伐で整備するとなかなか林冠閉鎖しにくくなるので、針広混交林化ということについては非常に都合がいいというか、適した場所でもあるということなので、今回の整備のということとは直接関係ないのですが、ここを担当される民間の会社さんとかというのは、協定が終わった20年後に皆伐してしまうというようなところでお考えなのか、それともひとまず今回間伐をしてということで、特に皆伐前提でというような形で考えておられないのか、そのあたり、なかなか先のことですし、施工とは直接関係ないことなのですが、そのあたりが気になったので、そもそも平均樹高が低いというのは劣勢木が多くて、それ

に引っ張られて低い数字になっているのか、それとも16、17メートルぐらいの木ばかりということであらわしているのか、どちらなのかということを確認させていただきたかったという、そういうことです。

(照井花巻農林振興センター主任行政専門員) 東和町の谷内につきましては、実際現地に行きまして、森林所有者の方からも確認したのですが、ここは実は学校林ということで、長年谷内小学校のほうに学校林として提供していたらしいのですが、震災のころに学校が閉鎖になって、学校林を森林所有者に返されたという区域でありまして、学校林を提供したのですが、特に手入れされていなくて、かなり地形も急峻なところが多くて、言われているとおり樹高もいろいろな条件で低い区域でありまして、ですから林齢はこのとおり56年とか62年生なののですが、その区域の中で約0.52ヘクタールばかり条件のいいところを選んで今回間伐してみようということで、民間の会社さんなののですが、間伐のほう、施業をとというので選定した区域であります。いずれ学校林でずっと貸しておいた区域で、その中で条件のいいところを今回間伐してみようよということで進めております。急峻な地形の区域で、条件は余りよくないところなのですが、せっかくそういう区域を試しに間伐してみようということで始めております。

(國崎貴嗣委員) そうしますと、特に20年後に皆伐することを前提にというよりは、かなり手入れ不足の状態がひどいので、まずは間伐をして、針広混交林化というか、今回の整備をしようというぐらいのところだとすると理解すればよろしいのでしょうか。

(照井花巻農林振興センター主任行政専門員) そのとおりでございます。

(岡田秀二委員長) もともと地味がないのでしょうかね、16メートルぐらいだと。

(國崎貴嗣委員) だけれども、混交林化ということを考えると、逆に余りうわ物の成長がよくないところのほうが混交林化はさせやすいので、そういう意味では逆に皆伐とかされずにうまいぐあいに混交林化したものをさらに育成していくというふうにここが進んでくれるとなおいいなというので、もう管理できないので20年後皆伐してしまうとかとならないほうがいいのかなという、そういうふうにならなかつた次第です。

(岡田秀二委員長) 特にこれはダムサイトと言ってもいいぐらいな近くだから、そういう意味でやっぱり針広混交というのは一つの今後の方向だと思いますね。

そのほかいかがですか。若生さん。

(若生和江委員) 先ほどの施工地をまとめるときに、実は同意書の部分で困っているところが今課題なのだという話が出て、それは幾つか前の委員会で施工している業者さんが境目を調べるのにすごく苦勞しているというのとあわせて、やっぱりすごく大事な議題であると思うので、この委員会の中でも、それに対して先ほどお話があったみたいに、大まかな同意が得られて、それが確かにまともな事業になるであろうというのであれば許可すとか、次の方向性を出していく時期なのかというのを1つ感じました。

それからあと、今回の上がってきている衣川地区とか、奥州市の中でも山がたくさんある地域で、世代がかわったときに若い人たちが山をどうにかしたいではなくて、とにかく全部売れないかという相談が市のほうにも来ているという話も多々聞くので、そのあたり一緒に考えて、山は実はこういう生かし方があるよというのをあわせて紹介しながら、この事業でしなければならないところを進めていくというか、何か世代交代をしていくところに合わせて、では私たちは何を考えればいいのか、県民税ではどこに力を貸せばいいのかというところを大事に考えていく必要があるのかなと感じていました。

(岡田秀二委員長) 大変重要な意見だと思います。この事業が一つのきっかけになって、今のような要するに森林の所有権、私的所有権なのですが、憲法で保障されているとはいえ、実は対象となる財が極めて公益性を持った、その限りで公共的な、すなわちプライベート化とは違う側面があるのですよということを実は憲法上もきちっと解釈上で触れています。だから、公益性、公共性を損なわない限りで私権を認めるのですよという、そういうふうになっているのですけれども、残念ながら戦後の1代目みたいなそういう世代と、森林の施業のところでも私権が極めて尊重され過ぎている、そういう側面は間違いなくあったのです。たまたまなのですが、来年4月1日以降の法律改正施行の中で、共有物件については所有者の頭数で10分の1を超える人たちが反対であるみたいな、そういうことがない、10分の1以内の多少の反対であれば、それは公益性を考えて、例えば公益費に伴うような事業展開についてはむしろ、あるいは不在村で意思が聞けないみたいな、そういうことも10分の1以内であれば、それは事業、公益性のところはやっていただいて結構だという、そういう法律改正が4月1日以降の施行ですから、これはチャンスかなと、そうは思いますね。非常に大事なところをご指摘いただいたと思います。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 先ほど来、若生委員あるいは先生からご指摘いただいたとおり、実は県民税事業、私先ほどちょっとぼやとした言い方したのですが、10年、今第3期に入っているのですけれども、いわゆる、ちょっと砕けた言い方なのですが、やりやすい、きれいな場所から手をつけていったと、比較的順調に事業が進んでまいりましたけれども、第3期に入りまして、林業あるいは森林の所有構造の構造的な問題の壁にいよいよぶち当たるという局面に入ってきたというのが本当のとは

ろでございます。先生全くおっしゃるとおりです。そこに対して、県民税事業としてどう
いうアプローチをするのかというのが今我々に課せられた課題ということで、今内部でい
ろいろ議論している部分、あるいは先生にご相談した部分も担当のほうから少しご披露さ
せていただいたのですけれども、いずれそういったところにある意味では大胆なアプロ
ーチをしなければ、いわゆる面積確保という小さな話ではなくて、この事業の持つ本来の趣
旨、あるいは目的、そこのところが問われるということになるのではないかというふうな
形で考えております。ですから、ある意味大胆な発想で、かつ遵法、いわゆる法のもとに
従って、そしてかつ県民に対して最大限にお返しできると、そういった形で、何らかの形
で制度改善をしていきたいと、そういう気持ちは持っております。それは、この1年間か
けて少し内部でも議論させていただきますし、案件によっては委員の皆さん方からもご意
見いただきますし、実際現地で働いている皆さん方、事業体ですとか、市町村ですとか、
そういったいろいろな方いらっしゃいますけれども、そういった方の意見を聞きながら、
何とか着地点を見つけて、いずれこの事業を県民にお返しできるような形で組み上げてい
きたいと思っておりますので、よろしくご指導お願いしたいと思えます。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大変力強い話で、要するに事業の本来対
象とすべき箇所がなかなか対象にできずにいるのです。対象としなければいけないところ
がたくさんまだ残っています。しかし、出てきているところは極めて町場に近かったり、
林道に近かったり、作業道を両側に持っているようなところとか、そういうところが出て
きてしまっているという、そこをきちっと乗り越えていきたいという、そういうことす
ね。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) やっぱりそう思うと、森林経営計画とかを使うような、いわゆる施業
の集約化で林業政策のほうでいける部分と県民税のお金を使ってというのを事業体さんの
ほうにうまく使い分けというか、やってもらって、いずれはそういう施業の集約化、林業
政策のほうのという団地に組み入れるというような形で、そのしょっぱなとして周辺のち
よっと奥地のところとかをこういうものを使って整備してもらおうというようなことを、多
分認識されている事業体さんは多いと思うのだけれども、そういったところをさらに何か
県なりからプッシュして、そういうふうな使い方もありますよねというようなところで、
さらに最終的には県民税というようなお金を使わなくてもいずれ林業の中で整備がしてい
けるというような、そういうふうなところで、以前から申し上げているような林業政策と
のリンクというような部分というのをもうちょっと意識して、可能な範囲で県民税のとこ
ろでもそういうふうなところの仕組みの一端とかというのが何か意見交換できるというの
かなというのはやっぱり今のお話を聞いていて改めて思いましたという、済みません、単
なる感想です。

(岡田秀二委員長) 大事なところで、現地の担当者、あるいは所有者の組合、あるいは事業体も含めて、そういう機会が持てると本当はいいですね。そう思います。

それにしても、実はもう一つネックなのは、やっぱり作業道なのです。林業専用道を前提に作業道がどこまでその森林のアプローチに具体的についているか、つけることが可能か、そこの関係ですね。この事業はそこが入っていないから、あそこにやらなければいけないという対象があっても、現実的にアプローチできないのだという、これももう一つあると。

(國崎貴嗣委員) なので、例えば下流のほうとかのいうところを林業の経営計画のほうで団地化してもらって、そこで作業道をつけてもらうとかで、その先で県民税とかも使って整備していくとすれば、全く路網がないというようなところにアクセスするよりは、大分近づきやすくなるかなと思うので、全てがそういうふうな形ではいけないというのは十分承知はしているのですけれども、何かそういう形でうまくそれぞれ制度を有効に生かしていただくと、こちらの県民税のほうの整備というのもさらに進むようになる部分もあるのかなという、そういうふうには感じている次第です。

(岡田秀二委員長) 大変いい意見を今幾つかいただいていますので、後ほどきちっと整理するときにもう一度、改めてこの問題をテーブルに上げるときの論点として出てきているなど、そう思いますね。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(若生和江委員) 今の國崎先生のお話を聞いていて、本当に大事なことだと思ったのですが、実はこの間水源地の流域で活動している人たちの団体のお話があったときに同じようなお話があって、課題解決からいくといつまでたってもその課題はなくならなくて、そうではなくて、事業が回るようにやっていくと、それが結果、課題解決に結びつくのだよという話を聞いて、それは水源のこととかいろいろ地域おこしのことに絡めてのお話だったのですけれども、まさに林業に関してもそれに近いところを國崎先生からお話が出たのではないかなと思いました。

県民税の事業の中で、上乘せとかはできないという話は再々出ていたのですが、今みたいにちょっとつながるようなところに何割かきちっと予算がつくと、今この事業を実施している経営体の人たちがもっとこれ使ってみようとか、使いやすいとか、だったらこの森も収入が得られるようにこんなふうなやり方が見つかるのではないかと、ちょっと本気度が増すのではないかなと思いますので、非常に何をどうするということをつくっていくには難しい面があるかと思うのですけれども、すごく大事なお話が今出たのではないかなと思いました。

(岡田秀二委員長) 県の担当は大変重い課題になってきていますので、そろそろ話題を転換したいなど、そう思っています。

そのほかいかがですか。ありませんか。はい、どうぞ。

(吉野英岐委員) 済みません、おくれて来まして申しわけございませんでした。

調書のことで中を確認したいのですが、今までの流れとリンクしますが、11ページと13ページに出てくる胆沢若柳と東和の谷内ですけれども、これ所有者が15名とか10名と2桁の所有者があるところで、特に15名のところは全体が8ヘクタールぐらいなので、非常にたくさん所有者が集まって申請をしてくださったのかなと思うのですが、こういった場合というのは大きな所有者が中核的にあって、小規模な所有者がくっついてくるのか、それとも全体的に小規模な所有者がたくさんいらして、特段大きな所有者がいるわけではないけれども、この15人がうまくまとまって一つの事業申請をしてくるのか、それはどちらだと思えばよろしいのでしょうか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) 県南振興局の赤座です。奥州市についてなのですけれども、奥州市の山は全体的に小さくて、大面積というのはほとんどないので、平均的に小面積です。

(吉野英岐委員) そういう場合は、まとめることが困難ということは余りないのでしょうか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) ないですね。近いところで……

(吉野英岐委員) 合意がとりやすいということでしょうか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) はい。

(吉野英岐委員) さっき全体の話の中であつたのは、所有権が確定している場合は何人いても多分大丈夫だと思うのですが、不在の地主さんとか、あるいは相続がまだきちんとなされていない山があつたりすると、誰のものだということになってしまつて、ではその所有権者というのは膨らんでいく一方になってしまうのかなと思つて、そういう山はまだたくさん残っていると思うのですが、皆さんがお進めするときには、難しいのでできることからまず固めてしまうというふうにするふうに進めていращるのでしょうか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) はい。

(吉野英岐委員) 難しいのはどんどん残ってしまうということですか。だんだんそういったところが今度事業の対象になるかならないかという話を、冒頭でお話があったと思うのですが、全体的に1名とか2名だと比較的、同意といっても1人ですので問題はないと思うのですが、あるいは釜石みたいに21ヘクタールで3人という非常に大きな、これも3人とも8ヘクタールなのかわからないのですけれども、大きな所有面積を持っている案件と、8ヘクタールで15人というのは本当に0.いくつぐらいしかないところですよ。だから、だんだん事業としては難しくなりつつある中で、でもこうやって15人まとまる事例があるのだから、何かこういったうまいまとめ方を共有していけるものなのではないでしょうかというところ、どうなのでしょう。要するに合意のつくり方ですね。15人でも、もっと少なくても、もっと多くてもいいと思うのですが、なぜ15になったのか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) 1カ所が1ヘクタールという現場がほとんどなくて、大体0.2から0.3ヘクタールあれば、それをたくさんの所有者で固めて、面積を出しています。

(吉野英岐委員) その15人というのは何かつながりがあるのですか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) いや、全く。

(吉野英岐委員) ないのですか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) はい。

(若生和江委員) 集落が近いか、近所に住んでいる……

(吉野英岐委員) 施工地が離れているのですよね。

(若生和江委員) これくらいは多分少し離れているというふうにならないです。うちのほうの感覚だと、多分これはそんなに離れている感覚にはならないです。

(吉野英岐委員) そうすると、もっと乗ってきてもいいのですか、20人とか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) 今回探した場所はもうこれが限界です。

(吉野英岐委員) 要するに15人が仲いいとか悪いとか関係なくて。

(若生和江委員) 常日ごろの集落で集まって、何か普段相談するとか活動するのに、常日ごろ顔を合わせている……

(吉野英岐委員) 全く知らない15人ではなくて、知っている15人。

(赤座県南広域振興局林務部主査) いえ、知らない人もいるとは思うのですけれども、近場なので、知り合いとかということはあるかもしれません。

(吉野英岐委員) 山が近いから知り合いと。やっぱりこういうふうには小規模地主さんたちの山をまとめて、事業化に持っていくというときの進め方として、やっぱりよく顔の見える関係で一緒にやっていきましょうよと言っていらっしゃるのか、施工地が近いので、とにかくまとめたほうがやりやすいですよという施工上の理由なのか。あるいはやっぱり所有権がはっきりしている人たちだけまず入ってもらって、所有権上難しい人が今回はというような、何かそういうポリシーというのがどういうふうになっているのか。

(赤座県南広域振興局林務部主査) 施工者の奥州地方森林組合がやっているところで…
…

(吉野英岐委員) 実際まとめているのですけれども、その……

(赤座県南広域振興局林務部主査) 1カ所現場見つけて、隣の山を見つけたら、隣の所有者さんに声をかける。

(吉野英岐委員) できる範囲までまとめて一旦出すという。

(赤座県南広域振興局林務部主査) そうです。

(吉野英岐委員) わかりました。では、特に大ポリシーがあるというわけではなくて、やれる範囲でやっていくような。

(赤座県南広域振興局林務部主査) はい。

(吉野英岐委員) わかりました。こういった案件がふえるのかちょっとわからないのですけれども、今後はどういうふうにしていくのかなとちょっと心配なので伺ってみまし

た。

以上です。

(岡田秀二委員長) 本来は、これどっちかというと集落の中の山というよりは、農地、隣接の農業のための林野部分みたいな、そういうところなのです。だから、こんなところは本当はこの事業の対象というよりは、普通に手入れしてくださいねという、それが所有者としての当然の責務ですよという、社会的にはそうだと思いますが、だけれども、事業をしっかりとやりながら、少しでもいち早く整備しようと思って今回集めてくれたという、多分そんな程度なのでしょうね。そういう意味で言うと、所有権が明確であるところのほうが集めやすいということですよ。

そのほかよろしいですか。それでは、私から1点だけ。19ページ、要するに調書の書き方で依然として、大変いいなと思っている調書もいっぱい出てきていますが、どうしてもコピーまでは言いませんけれども、つついと同じような文言でという、その象徴がここにあって、必要性の黒丸の2つ目、「所有者は、みな高齢のため」、実は所有者は1人なのですよね、ここ。

(照井花巻農林振興センター主任行政専門員) 済みません、これ24名の間違いです。

(岡田秀二委員長) 上が間違い。

(照井花巻農林振興センター主任行政専門員) はい。

(木戸口林業振興課主任主査) 済みません。

(岡田秀二委員長) それであれば、そこをきちっとやっていただかないと。

それでは、今までの議論、全体の議論が多くて、個々のというよりはちょっとこれからのことが多かったのですが、今回出していただいております14件、この事業の対象地として採択をするということに異議はございませんか、よろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。

それでは、いろんな制約条件たくさんあるし、災害のことを考えるとまたそっち優先だとなかなか作業する人がきちっと集まらないということもあり得るのですが、どうぞ現場での指導をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして2番目の議題です。他県調査の結果についてでございます。ご提

案をお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

2番目の協議事項ですが、今のようなことで宮崎県の例を詳しく教えていただき、高知、愛媛、宮崎と並べて岩手の特徴と今後の課題について少し整理をした話をいただきました。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 市町村のほうで、造林未済地の解消とか、水源地とか、守るべきところを指定しているということなのですから、具体的には市町村森林整備計画とかそういう中にきちっと盛り込んでもらっているというか、そういうことなのか、それではなくて、何かそういうふうな県の指導なのかわかりませんが、そういうふうに各市町村に指定するよという話になっているのか、市町村森林整備計画とかに盛り込んでもらったほうがわかりやすいのかなというふうに思ったのですけれども、そのあたりご存じでしたら教えていただければと思います。

(木戸口林業振興課主任主査) 市町村森林整備計画で林班ごとにこれはこういう森林ですというのを定めているのを多分参考にされているかと思うのですけれども、これは水源涵養、山地災害防止機能の高い森林ということで、事業の実施要領の中で各市町村ごとに林班を定めておまして、別表という形で、この事業ができるのはこのまちでありますと水源涵養機能だと何林班、山地災害防止機能だと何林班というふうに定めて、もう一覧表にしてあるというふうになっております。

(岡田秀二委員長) 整備計画の根拠ですよ。それをきちっとつくっているということですよ。わかりやすいというか、透明性があるやり方ですね。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(木戸口林業振興課主任主査) 今の補足しますけれども、市町村長が地域住民等の意見を聞いて整備すべき森林を指定するというふうの実施要領上で定めております。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ、安原さん。

(安原昌佑委員) 台風等により堆積した流木の除去とありますけれども、宮崎県ですが、あそこは毎年台風がどんどん通過して、そして流木もいっぱい発生すると思います。今度

の岩泉の場合も、お話にもちょっと出ましたが、ひっかかっているとか何とかかんとかで、流木の処理が大変だということを聞いたりしていますが、岩手県ではこの件については何か考えられているのか、あとそういうふうな流木によってひっかかっているのを除去するために援助、補助とか、そんなことをするのか、どんなふうになるのかということです。

(高芝林業振興課主任主査) 林業振興課の高芝でございます。今回の台風の災害の関係でどういう被害が起きているかというのは、先ほど木戸口のほうからご説明させていただきました。県民税の調査地ではあったのですが、まず間伐された材については流出をしているような状態にはないというようなことはお話しさせていただきました。そのほか、県民税ということではないのですが、岩泉町内、町のほうに流木が多いということでもさまざまな調査が行われていますけれども、これの原因が山から直接出たものというよりは根っこがついているものが多くて、河畔林というのでしょうか、そういったものが多かったのではないかというお話をされるという方も多いような状況かということ伺っています。今回の岩手県の県民税の事業の中では、こういった災害自体のものを除去するというよりも、森林そのものを公益的機能の高いものにしていくというのが目的となっていることですので、流木被害が大変だということは事実ではあるのですが、県民税の事業そのものの目的の部分と流木で今回出ているものの撤去というのはまた違うという側面があるかと思しますので、そこは別の対策のほうで進めていくという形になるのかと思っています。

(岡田秀二委員長) それはわかっている、だから流木の処理をするのはどういう事業で、どういう補助金でという、それはどれぐらいでやられているのという。

(高芝林業振興課主任主査) こちらのほう、済みません、私も、山のほうの事業というよりも土木のほうで対応していることになるかと思えます。済みません、私ちょっとこちらのほうに関しては情報を持ち合わせておりませんでした。

(岡田秀二委員長) 通常、一般的には河川敷地内であれば河川管理者のところでやらざるを得ないですね。それが事業でやるか、通常の河川管理の普通の仕事として行うかは、その状況にもよるでしょうね。だけれども、激災みたいな指定を受ければ、そういう上乘せでという、それはあり得るでしょうね。

どうぞ。

(安原昌佑委員) ご存じのとおり、今回の台風は特殊な進路で岩泉のほう、宮古から入ってきたわけですがけれども、これは県北地方の特殊な地形というのかな、結局石灰岩の山が非常に多くて、ほとんど石灰岩でできていて、それで表土が非常に少ないということで、

急に雨が降ったときに、普通の山だったら浸透して保水力もあるけれども、結局石灰岩の山で龍泉洞のようにできているから、浸透しないでそれがもろに出てきて、それで龍泉洞からもすごく水が出ている様子がマスコミを通じて報道されましたけれども、そういう特殊な事情でそういうふうなことがあるということが岩手県の特に県北の地区の森林のあり方、または今後の森林生産とか、そういうことについても考えておく必要があるのではないかなという気がいたしました。意見ですけれども。

(岡田秀二委員長) 何かありますか、コメント。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 今安原委員からお話ありました件ですけれども、マスコミ、あるいはいろんな大学の先生のお話を聞いていますと、委員おっしゃったような形で、岩泉町は花崗岩地帯ということで、表土が確かに薄いと、あるいは地形が急峻ということで、短時間の集中的な雨で、しかもそれが短時間で流れ出したということで、被害の形態とすると、先ほどちょっと申しましたけれども、山地の崩壊というよりはむしろ河川あるいは沢伝いというか、そういう形でやられているというのが印象として持っております。先ほど冒頭吉田委員の際にもお話し申しましたけれども、そういった中で適地ということで、そして適切な施業というのが山側からのアプローチでありますし、また必要に応じて、我々は治山工事と言うのですけれども、いわゆる保安林に指定して、そしてきちんとしたそれなりのハード的な手だてを講じていくということを地道にやるということがやはり大事かと。あとは、地域の実情に応じた形で対応していくと。その中で、例えば今回の県民税事業はどういう形で役割を果たすのか、多分県民税事業で手入れすることは私的には、先ほど少し申しましたけれども、やはり抑止力という面では貢献しているのではないかと、そういうふうを考えています。ということを地道に取り組んでいくということが大切ではないかというふうに感じています。

(岡田秀二委員長) 施業という言葉を使うのですけれども、ただ単に作業のことを言うわけではなくて、森林そのものの成り立ちと、その森林空間の場所的、時間的秩序づけなり、最もふさわしいものをという、こういう形で森林の作業というのはでき上がっています。その中には、当然土壌がどの地質からできている土壌でということで、ふさわしい植栽木についてもこの中から選んでくださいという仕組みになっていますので、仕組み的にはできているかなと。ただし、実際に選んで取り扱いをしていった中で、反省点が全くないのかという、そういう突きつけは常にどの局面でもあって、そこに対しては素直に対応なり、そういう目を持ち続けるということはしなければいけないとは思いますがね。

國崎先生、どうですか。

(國崎貴嗣委員) 今回の岩泉のような短期間にあれだけ大量に雨が降ってしまうと、多

分どこの森林でも全部それを保水してということは無理なので、そういうふうな場合に災害は起きるのだけれども、ただ多少、例えばこの事業のような針広混交林化とかで分解しやすいような広葉樹の落ち葉とかというのがふえていって、それが土壌をつくることに少しでも貢献するというふうにしていけば、かなり時間はかかりますけれども、土壌の厚さとかが単純にスギの人工林だけとかというよりは早くなっていくので、そういう形である程度の雨までは何とかめられるというふうな状態をつくっておくと。ただし、それでもやっぱり岩泉のようなああいうふうな集中的に物すごい雨が降ってしまうと受け切れないので、そういった場合はやはりハード対策、あるいは逃げるというような意味ではソフト対策とかというのをやっていかないと、森林だけで全て水を受けてということは、それはかなり難しい場合もあるので、なのでやっぱりいろんな対策を組み合わせていくしかない。この県民税の場合だと、ふだんの多少の雨ぐらいならばしっかり受けとめて、ゆっくり川に水を流していくというような、そういうふうな機能を高めるべく整備していくという、そここのところなのかなという気はします。

(岡田秀二委員長) なかなかここの難しい議論をしていると私も思います。これよりさらにその機能が誰にも明確であり、管理の積極面としての効果が出てくるときには保安林という、こういう制度があって、その間のところをきちんと環境的にというのがこの事業の位置づけであり、役割だなど、そう思っています。ご心配いただいたように、きちっとした土壌条件、あるいは森林そのものの空間条件をしっかり踏まえた取り扱いができていないかと、できていない可能性もあったとすれば、もう一度検討を加えて、県北地域、下閉伊……森林を取り扱う単位として広流域と158の単位をきちっと流域単位に決めているものですから、そこも含めてもう一回検討しろというのが今安原委員のご意見ですよ。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) 各県と岩手県のことをこうやって並べて示していただいたので、非常にわかりやすい資料でよかったなと思います。その中で、愛媛県の作業道開設とか、間伐材の木質バイオマスに向けた供給支援というのが県民税でどんなものを実際やっているのかというのを、次とか次々の回でもいいですので、それ上げているのが実際どのような金額で、どのようなことというのをもう少し詳しく教えていただきたいというのが1つ。

それから、岩手県で人材育成、地域のキーマンとなる人材の育成ということをしていきたいと思いますと言っている中で、他県のところで気になったのが林業を担っていく人の人材の育成という意味では、高知県の林業を学んでいる高校生を対象にする資格取得の推進というところの具体的に何をなさっているのかということと、その隣の愛媛県のところの林業技術者養成に向けた研修というのをもうちょっと詳しく、どんなことをしているのかというのを聞きたいというのが1つ。

それからあと、もっと裾野の部分の自然体験の指導者だったり、そういうふうな森のこ

とを伝える活動をするための人材育成ということで、高知県だと（２）のウの自然体験活動指導者の養成というあたりの中身と、それから宮崎県の木育等に必要の人材の育成というのが具体的にどんなことをしているのかを次回までにちょっとわかれば教えていただきたいなと思いました。

（岡田秀二委員長） ありがとうございます。それは、次回にお願いをしたいと思います。

12時過ぎておりますので、おなかのぐあい等気になって、早く終えたいなということもちょっと気になってます。

そのほかありますか。もしなければ、この２番目の議題も一応終えることにいたします。

協議事項としては以上ですが、その他がありますね。これは、県があればいいかな。お願いします。

（三上林業振興課主査） 【資料No.3に基づき説明】

（菊地森林整備課主任主査） 【資料No.4に基づき説明】

（岡田秀二委員長） 何か質問ありますか。

はい、どうぞ。

（佐藤重昭委員） 一瞬です。意見だけですが、資料ナンバー3、今見せていただいて、実際きょう宮古の事例でもこういうのを見て連絡してきた方がいたということなので、県の広域振興局林務部のところに連絡をすれば、多分地域の森林組合とか林業事業体を紹介していただけるだろうということですから、そういう意識の高い方のために電話番号も入れて、直接電話してくれるようにしたほうがいいのではないかと。せっかくすごくいいのぼりなので、電話番号だけ入れておくと、意外にそういう意識の高い方が電話して、ぜひうちの山もやってほしいなと言ってくれるようになるといいかなというふうに思いました。

以上です。意見でございます。

（岡田秀二委員長） 利用したい人の利便性を考えるとそこまでと、つくったものはもう仕方がないので。貼ることも可能か、そうだね。それはいいかも。

そのほかありませんか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) なければ、以上で午前の部を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 委員の皆様、大変活発なご意見ありがとうございました。非常に質問の手が挙がるとときどきしてしまいました。本当にありがとうございました。

午前中の部、閉会に当たりまして、佐々木総括課長のほうからご挨拶申し上げます。

(佐々木林業振興課総括課長) 本日、午前の部ということで環境の森整備事業の施工地審査を中心に1時間40分ほどの時間にわたりましてご議論いただきましてまことにありがとうございます。ちょっと会場が寒くてご不便をおかけしまして、この場をおかりしておわび申し上げる次第でございます。

県民税、11年目に入ったわけですが、本日の議論の中でも岡田委員長のほうからは対象とすべきところがなかなかできなくなっているというお話ございました。それから、西島技術主幹のほうからも構造的な問題にぶち当たっているというお話を申し上げたところでございます。共有地の同意の問題でありますとか、森林所有の形のお話とか、あと作業道のお話など課題さまざま抱えているところでございます。それから、話題には出なかったのですが、事業実施主体側の労務の確保というのも非常に大きな課題というふうに認識しているところでございます。

事務局といたしましては、毎年7億円規模の税金を県民の皆様から頂戴しているわけですが、施工実績をきちっと上げていくということが大きな使命だというふうに考えておりますし、何をしなければならぬのかというのを日々常に考えているというところでございます。

現地機関のほうでも、非常にうまくいっている取り組みというのもございます。そういったものは他の地域の参考にもなりますので、うまく本庁と現地機関、それから現地機関相互の情報共有、情報交換というのをしっかりやって、いい取り組みの横展開を図って、少しでも施工地確保を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、県民税の今後の方向性につきましても、きょうご報告しました他県の事例というのも参考にしながら、踏まえながら、内部でしっかり検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

この後、昼食を挟んで午後また現地調査にご対応いただける委員の皆様には引き続きよろしくをお願いをしたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

(西島林業振興課技術主幹兼振興担当課長) 事務連絡をさせていただきます。まだ午後も委員会継続されるのですが、次回の委員会につきましては年内中にもう一回、第4回の

委員会を開催したいと思っております。追って詳細はご連絡差し上げたいと思っておりますので、年末にかかるとは思いますが、ご多忙とは思いますが、ご対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ひとまず午前の部、第3回いわての森林づくり県民税評価委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

また、事務局のほうから午後の内容につきましてちょっと事務連絡させていただきます。

(木戸口林業振興課主任主査) それでは、現地調査に参加される委員の皆様につきましては、こちらでお弁当を準備しております。別室のほうを使うことができますので、そちらのほうでおとりいただきたいなと思ひしておりますので、こちらのほうにご案内いたします。

あと、ホールの方は飲食禁止となっておりますので、このホールを出ていただいてラウンジというか、ロビーのほうですね、そちらのほうでおとりいただきますか、寒いので外というわけにもいかないかもしれませんけれども、とにかくここでは昼食はとれないということでご注意をお願いいたします。

あと、昼食の後、自由にお過ごしいただきまして、13時になりましたら玄関前にお集まりいただきますようお願いをいたします。このあらえびす記念館に荷物を置いておくことができませんので、各自お荷物はお持ちいただきますようお願いいたします。

現地調査の箇所への移動は、全ての方に県の公用車のほうに分乗していただきます。どの車にお乗りいただくかというのは、1カ所目、こちらでの現地研修終わりました後にお知らせしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。